

富山県（地域別）最低賃金改正のお知らせ

平成29年10月1日(日)より
富山県(地域別)最低賃金が
時間額 795円
に改正されます。

※1 この最低賃金は、富山県内の事業場で働くすべての労働者に適用されるものであり、許可なくその金額に満たない賃金額で労働者を使用した場合、最低賃金法違反となります。

※2 富山県（地域別）最低賃金と特定（産業別）最低賃金の両方の最低賃金が同時に適用される場合は、高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

したがって、平成29年10月1日(日)以降、「富山県高炉によらない製鉄、製鋼・製鋼圧延業最低賃金」（時間額753円、日額6,024円）、「富山県アルミニウム第2次製錬・精製業、アルミニウム・同合金圧延業、アルミニウム・同合金鋳物、アルミニウム・同合金ダイカスト、金属製サッシ・ドア、建築用金属製品、アルミニウム・同合金プレス製品製造業最低賃金」（時間額781円）、「富山県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」（時間額786円）及び「富山県自動車（新車）小売業最低賃金」（時間額769円）が適用される労働者については、改正される富山県（地域別）最低賃金の金額以上の賃金を支払わなければなりません。

詳しいことは、富山労働局労働基準部賃金室（TEL 076-432-2735）
又は最寄りの労働基準監督署にお尋ねください。